

新テロ対策特別措置法の早期制定を求める意見書

平成13年9月11日、テロリストに乗っ取られた航空機が米国・ニューヨークの世界貿易センタービルなどに次々と突入した、いわゆる「米国同時多発テロ」事件を契機に、国際社会は結束して「テロとの闘い」を開始した。わが国も、海上自衛隊をインド洋に派遣し、海上阻止活動を行う各国へ補給するという形で、これに参加してきた。

あれから6年、活動の根拠法となるテロ特措法が今年11月1日で期限切れとなったが、「テロとの闘い」は今も40カ国もの国が参加している。このままわが国が補給活動を打ち切るような事態になれば、国際社会から『日本は「テロとの闘い」から抜けてしまった』とみなされることになる。

わが国は、中東に原油の約9割を依存しており、インド洋を通る海上交通路の安定は、わが国の国益にも直結する。海上自衛隊の補給活動の継続は、わが国の国益に照らして不可欠であることから、早期にこの法律が制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官